

総合評価方式の本格実施について

○平成19年度からの試行実績(113件)を踏まえて下記の見直しを行い、平成28年4月から、「豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱」(参考)に基づき本格実施する。

- 見直しの視点** : ①建設工事の高い品質を確保する。
 ②事業者の日常的な経営努力を評価することによって、建設業の担い手を確保・育成し、各事業者及び区内建設業の発展を援助する。
 ③本区社会基盤のあんしん・安全で持続的なサービスを確保する。

○見直し内容

落札者決定基準	評価項目		(現行)	(改正)
	価格点	(改)	$110 \times (1 - \text{※落札率})$ <small>※落札率 = 入札価格 / 予定価格</small>	
施工能力評価点		工事成績評価点	13点	13点
	(改)	配置予定技術者資格点	3点	3点
		配置予定技術者実績点	2点	2点
	(改)	優良工事表彰点→優良工事实績点	1点	2点
		小計	19点	20点
地域貢献度評価点		環境配慮点	1点	1点
		防災活動評価点	1点	1点
		ワーク・ライフ・バランス推進企業点	1点	1点
	(新)	品質管理活動点	—	1点
	(新)	安全衛生活動点	—	1点
	(新)	事業継続計画策定点	—	1点
	(新)	本店所在点	—	1点
		小計	3点	最大5点まで

- ①**落札者の決定** : 従前どおり、「価格点 + 施工能力評価点 + 地域貢献度評価点」の最高評価値を獲得した事業者とする。
- ②**価格点** : 算出式の係数を100点として、評価値に占める価格点の割合を下げ、事業者の日常的な経営努力を評価する項目に重点化
- ③**施工能力評価点** : 配置予定技術者の資質等の向上を支援する項目に重点化
- ④**地域貢献度評価点** : 工事施工における基礎的技術力(品質や安全管理等)を高める評価項目および地域精通度・貢献度の高い業者を優遇する評価項目を追加
- ⑤**対象工事の見直し** : 高度な技術力を要する工事を対象とする。

対工事

(現行)
 予定価格1,000万円以上の工事案件から選定
 (これまで20~30件/年程度×8年=計113件)

原則として予定価格が
3,000万円(建築工事は4,500万円)以上の工事
 (今後、40~50件/年程度)